

事 務 連 絡

平成20年12月25日

各都道府県・政令指定都市・中核市情報政策担当課 }  
各都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会 } 御中

文部科学省生涯学習政策局参事官  
(学習情報政策担当) 付

地上デジタル放送への完全移行に伴う学校等のテレビのデジタル化に関する  
「地域活性化・生活対策臨時交付金」の活用について（周知）

この度、各地方公共団体が、地域活性化等に資する事業（「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承、平成20年12月19日改訂）又は「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に対応した事業）を実施し、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において、別紙のとおり、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（以下「対策臨時交付金」という。）制度が創設されることとなり、先般、内閣府及び総務省から各地方公共団体に周知されたところです。

対策臨時交付金は、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めることを目的とするものであり、地方単独事業として行う、学校等のテレビのデジタル化に要する経費等への充当が可能となっています。

平成20年12月22日付け事務連絡でもお知らせしたとおり、内閣官房に設置された「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、平成20年7月10日付で「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が取りまとめられ、学校や公民館を、「重要公共施設」と位置付けており、各施設のデジタル化改修が着実に実施されるよう注意喚起を行うこととされております。

また、平成20年12月3日に「与党地上デジタル放送推進ワーキングチーム」にてデジタル放送への完全移行のためにとるべき措置が決定され、与党政務調査会長から政府に申し入れがあり、その中で、学校については、「学校、社会福祉施設などの公共施設のデジタル放送への対応などに万全を期すこと。特に、学校は我が国の将来を担う子どもたちの教育環境整備という観点から重点的に予算措置を講じる」と重点的に取り組むこととされました。

このように、政府においても学校等のテレビのデジタル化の重要性は認知されているところです。つきましては、貴職におかれては、学校等のテレビのデジタル化のために、臨時対策交付金を積極的にご活用いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対し、臨時対策交付金の周知及び積極的な活用の要請をしていただくようお願いいたします。

なお、臨時対策交付金の交付に当たっては、各地方公共団体が作成し内閣府に提出する実施計画の提出期間は、補正予算成立後約1週間程度の短期間となることを見込まれますので、事前に財政部局等との調整を行って頂きますようお願いいたします。

(本件担当)

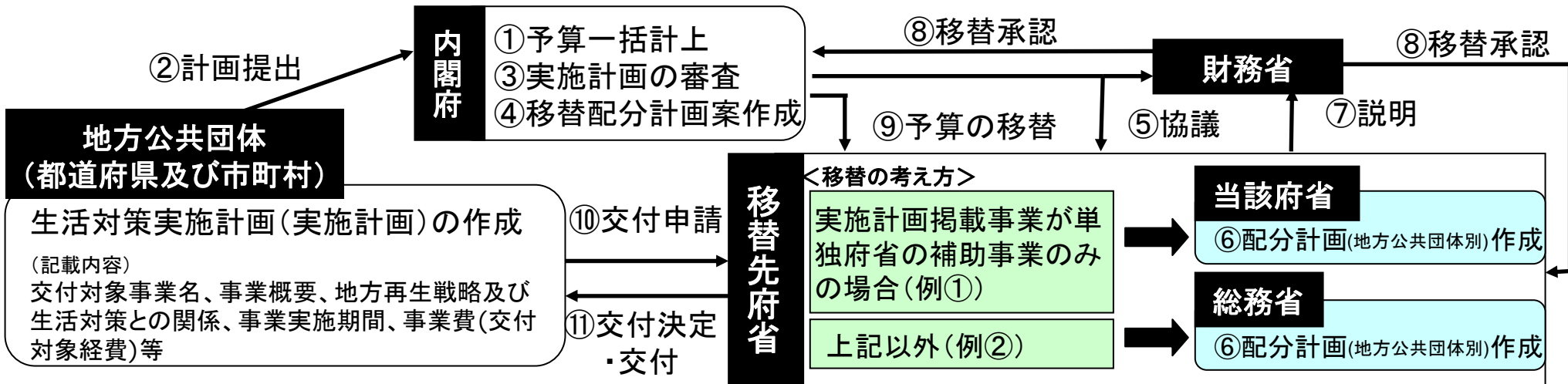
生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当) 付  
メディア係 牧、竹本

電 話 03-6734-2659

F A X 03-6734-3712

# 地域活性化・生活対策臨時交付金

地方公共団体が、地域活性化等に資する事業（「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承、平成20年12月19日改定）又は「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に対応した事業）を実施し、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において、交付金制度を創設する。



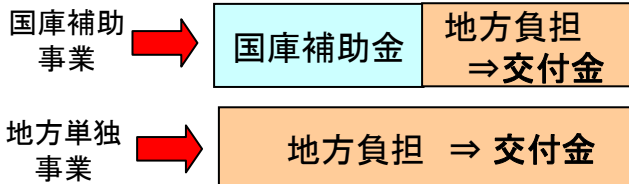
## 交付対象

地域活性化等のため地方公共団体が実施計画に基づき実施する事業に対する以下の経費。

### 「地方再生戦略」のメニューに沿った事業

- 地域成長力強化(農林水産業再生、地域産業活性化、観光交流等)のための施策
- 地域生活基盤の確保(医療・福祉、情報通信、生活交通等)のための施策等

### 「生活対策」のメニューに沿った事業



## 移替例

	実施計画	交付限度額(※)	移替先省庁
例①	A省補助事業① A省補助事業② A省補助事業③		A省
例②	A省補助事業① B省補助事業① B省補助事業② 地方単独事業		総務省

## ※ 交付限度額

地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本として、財政力指数等の外形基準に基づいて設定(地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体、離島や過疎等の条件不利地域等に配慮)

(都道府県分) 2,500億円程度 (市町村分) 3,500億円程度

# 地域活性化・生活対策臨時交付金の概要

「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において交付金制度を創設する。

1 補正予算計上額 6000億円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室)  
ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体(財政力指数1.05未満の団体に限る)
- (2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付する。
- (3) 交付限度額: 地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本として、財政力指数等の外形基準に基づき設定する。
  - (都道府県分)2,500億円程度 (市町村分)3,500億円程度
  - 地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体に配慮
  - 離島や過疎等の条件不利地域等に配慮

4 使途 地域活性化等に資するインフラ整備など実施計画に計上された事業に充当

# 生活対策（抜粋）

平成 20 年 10 月 30 日  
新たな経済対策に関する政府・与党会議、  
経済対策閣僚会議合同会議

## 第 2 章 具体的施策

### 9. 地方公共団体支援策

◇ 地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

#### <具体的施策>

- 道路特定財源の一般財源化に際し、1 兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る
- 地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する
- 地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する
- 景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

(参考1) 平成20年7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」において、  
「平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する」  
との施策目標が示されています。

(参考2) 文部科学省では、平成17年度から19年度までの3年間「地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業(6地区21校)」を実施し、本年度においても「デジタルテレビの効果的な活用に関する実践研究(5地区12校)」を行っているところです。これらの事業を通じて、デジタルテレビの高画質・高音質な映像による児童・生徒の興味・関心の向上、パソコンやデジタルカメラ等との連携による知識・理解の定着など教育現場における学習効果等に有用であることが実証されております。<http://www.chidigi.jp>

これらの特長を生かすためには、地上デジタルテレビ放送に対応したデジタルテレビが必要であり、デジタルテレビの効果を教育現場において最大限活用するには、最低40インチ以上の大きさ(できれば50インチが望ましい)、パソコンや実物投影機(OHC、書画カメラなど)を接続するための入力端子がついている機種を整備することが重要です。

(参考3) 文部科学省の調査では、学校のテレビの64%が10年以上の古いテレビです。古いテレビにデジタルチューナーを付けても、テレビ本体が使用できなくなるとチューナーの購入が無駄になってしまうため、特にテレビが古い場合、チューナー対応ではなくデジタルテレビに買い替える必要があります。

(参考4) 既に東京都葛飾区、埼玉県深谷市では、区立(市立)の全小中学校の全てのテレビを平成23年度までに大型デジタルテレビに買い替えるため、19年度及び20年度から予算措置を行っています。

(参考5) 校内テレビ放送施設を利用している学校においては、校内テレビ放送施設のデジタル化改修を検討する必要がありますので、デジタルテレビの配備計画も踏まえた専門の施工業者への相談を行うことが重要です。

なお、アナログの校内テレビ放送施設を引き続き利用する間は、アナログチューナーを搭載したデジタルテレビを整備する必要があります。

## 地上デジタル放送に対応するため、学校等がアンテナ等工事および地上デジタルテレビの整備を行うにあたっての財政支援について（概要）

### 1. 概 要

平成23年7月のアナログ放送の終了までに学校等において地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備する地方公共団体に対して、必要な経費を「公立学校施設整備費（安全・安心な学校づくり交付金）」及び「地方債」として措置する方向。

### 2. 財政支援の内容

(1) 平成21年度「公立学校施設整備費（安全・安心な学校づくり交付金）」において、アンテナ等工事に必要な経費の一部を補助

#### ①対象施設

公立学校：小学校、中学校〈中等教育学校(前期課程)含む〉、特別支援学校

#### ②整備内容

○アンテナ等工事費：アンテナ工事費、校内の配線工事（分配器、ブースター等を含む。）、その他、電気工事など受信のために必要となる工事

（注）デジタルテレビやデジタルチューナーといった端末の購入費は原則、対象外

#### ③交付金の算定割合：1／2

#### ④地方財政措置：補助裏分等を地方債として措置

※「安全・安心な学校づくり交付金（国費）」を受けて実施するアンテナ等工事」及び「当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナー」を地方債（交付税算入あり）の対象とする予定（詳細については、後日通知）。なお、公立義務教育諸学校のデジタルテレビの一部を更新するために要する経費については、普通交付税措置による教材費に含まれる予定。

(2) 上記(1)の対象とならない公立学校等の施設のデジタル化

○アンテナ等工事及び当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナーを対象とする地方債（交付税算入あり）を措置する予定。（詳細については、後日通知）